

新ひだか町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 新ひだか町

事 業 名 : 公共下水道事業及び
特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道:平成元年度 特定環境保全公共下水道:平成11年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	1.9	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	公共下水道:1(静内処理区) 特定環境保全公共下水道:1(三石処理区)		
処理場数	公共下水道:1(静内終末処理場) 特定環境保全公共下水道:1(三石浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 1,600円(10㎡まで)、超過料金 1㎡につき170円 基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	(小口)基本料金 3,200円(20㎡まで)、超過料金 1㎡につき170円 (大口)基本料金 8,000円(50㎡まで)、超過料金 1㎡につき170円 基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	(公衆浴場用)基本料金 3,000円(100㎡まで)、超過料金 1㎡につき28円 基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,560 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,008 円
	平成26年度	3,560 円		平成26年度	3,949 円
	平成25年度	3,460 円		平成25年度	3,923 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在14人で、業務は水道事業、簡易水道事業、下水道事業に分かれています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に6人、簡易水道事業特別会計に2人、下水道事業特別会計に6人の人件費を計上しております。
事 業 運 営 組 織	上下水道課では、下水道事業とともに水道事業及び簡易水道事業を所管しています。町民サービスの内容と人件費のバランスを考慮しつつ、効率的にサービスを提供できるよう定員適正化に取り組んでいきます。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚水処理施設の維持管理業務、汚泥処理業務などについて、民間委託を導入しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表

北海道 新ひだか町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	62.65	75.24

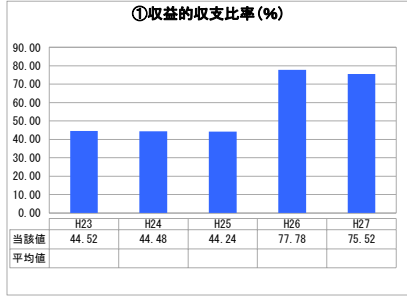
1か月20m³当たり家庭料金(円) 3,560

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,772	1,147.55	20.72
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
14,684	4.70	3,124.26

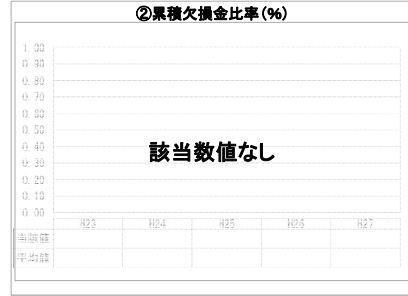
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

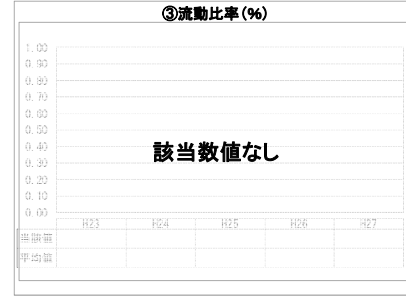
1. 経営の健全性・効率性



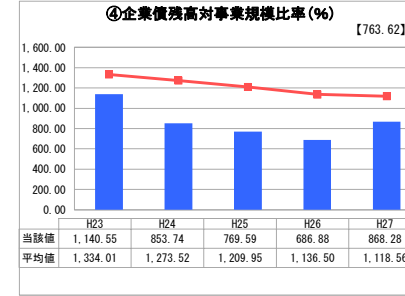
「単年度の収支」



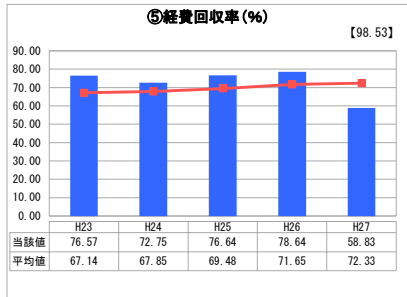
「累積欠損」



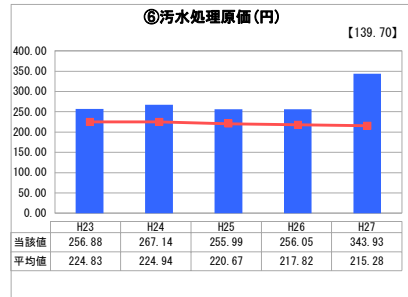
「支払能力」



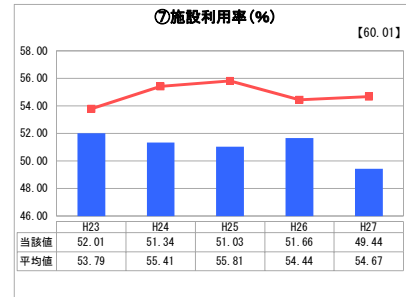
「債務残高」



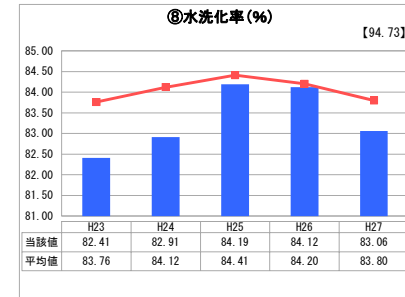
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

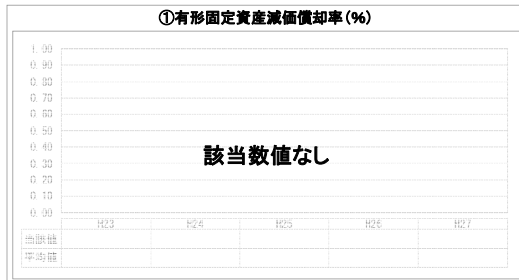


「施設の効率性」

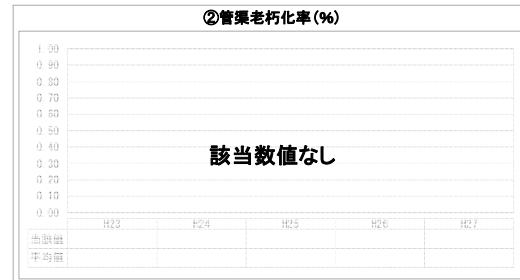


「使用料対象の捕捉」

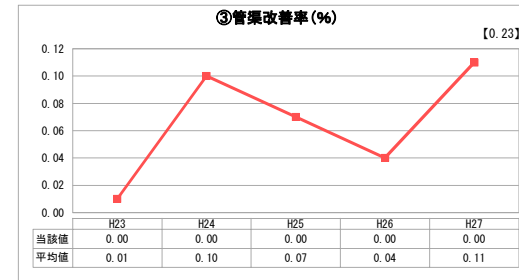
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

人口減少に伴い有収水量が漸減傾向にあるうえに汚水処理費のうち特に地方債償還金が増加したことで経費回収率が低下しています。

収益的収支を見ますと、総収益で汚水処理費は賄えているものの地方債償還金は賄いきれておらず一般会計からの繰入金で収支の均衡を取っている状態です。

地方債償還金につきましては残高が減少傾向にあるため経営は健全傾向になってきておりますが依然残高は多額であり、償還金のための独自財源確保の検討が必要ですが、これを全て使用料に転嫁させた場合、現状の使用料体系から換算すると多大な使用料改定が必要となりますことから、対住民への多大な使用料負担をどう求めるか、非常に難解な課題であります。喫緊の対応が迫られております。

ただ、同規模団体においても同様な財務指標であることから下水道事業全体の共通問題であると思われれます。

2. 老朽化の状況について

事業開始が昭和55年度であり、更新が必要な施設等が出てきており、施設につきましては平成23年度から長寿命化計画の策定を開始し現在計画に沿って設備の更新を行っているところであります。管渠につきましては今後長寿命化計画を策定し老朽化した管から順次計画的に更新していく予定です。

全体総括

下水道事業について当町は国が地方公営企業法適用を義務化した人口3万人以上の基準を満たさず、また事業費の財源確保の面から考えても法適化は考えておりませんが、収益的収支比率が100%を下回っていることから、一般会計からの繰入に頼らず、独自の固定財源の確保といった検討を行っていきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

経営比較分析表

北海道 新ひだか町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	11.05	99.29

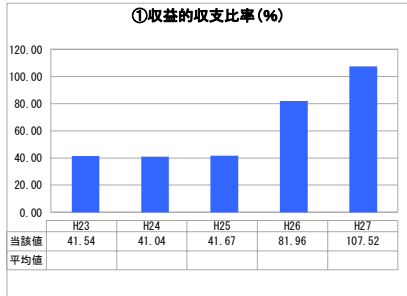
1か月20m³当たり家庭料金(円) 3,560

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,772	1,147.55	20.72
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,589	1.63	1,588.34

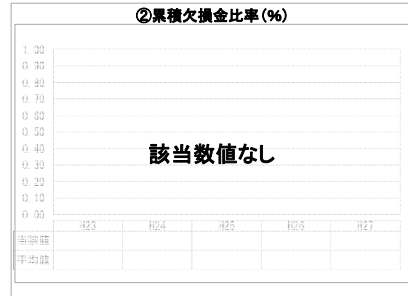
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



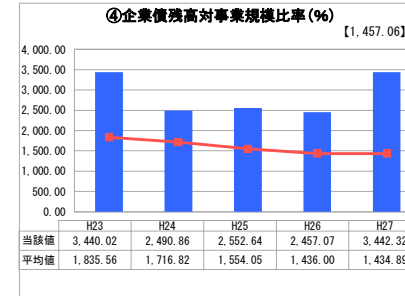
「単年度の収支」



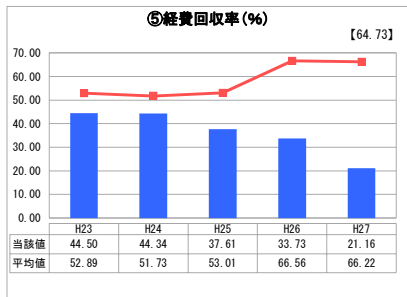
「累積欠損」



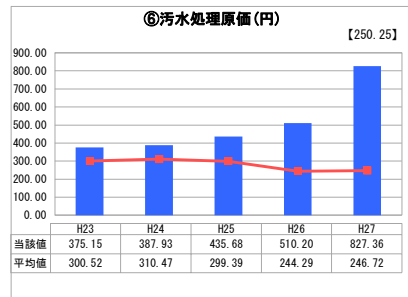
「支払能力」



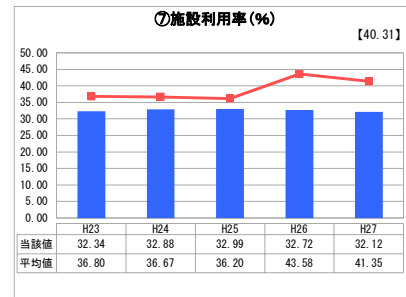
「債務残高」



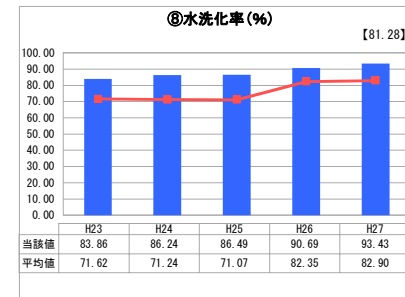
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

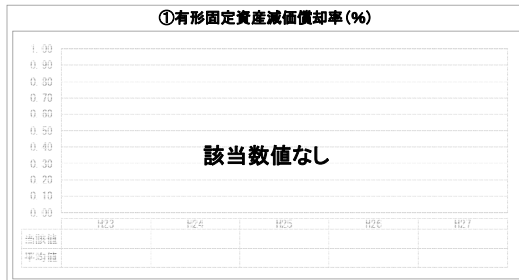


「施設の効率性」

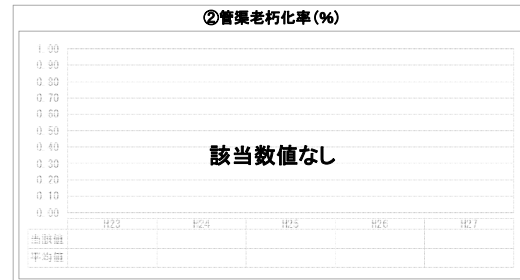


「使用料対象の捕捉」

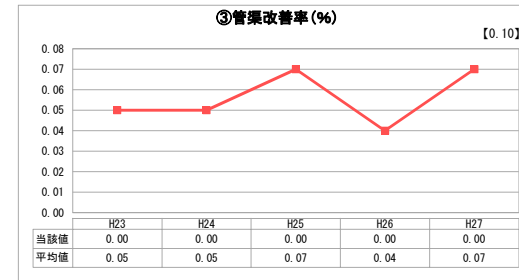
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

新規管渠敷設により供用開始区域が拡大したことによる水洗化人口の増加があるものの人口減少により全体的には水洗化人口は漸減しています。また水洗化率は類似団体と比較して高くなっているものの汚水処理費のうち維持管理費、地方債償還金ともに高く、経費回収率が類似団体と比較して約1/3となっており、一般会計からの繰入金で収支の均衡を取っている状態です。

新規管渠敷設による供用開始区域の拡大は平成28年度で完了しましたものの、今後の施設更新を踏まえ、償還金のための独自財源確保の検討が必要ですが、これを全て使用料に転嫁させた場合、現状の使用料体系から換算すると多大な使用料改定が必要となりますが、極端な使用料改定は難しいため、一般会計との財源調整を図りながら検証していく必要があります。

2. 老朽化の状況について

事業開始が平成6年度であり比較的新しい施設等ですが、当町の公共下水道に合わせて特定環境保全公共下水道につきましても平成23年度から施設の長寿命化計画の策定を開始し現在計画に沿って設備の更新を行っているところであります。管渠につきましても今後長寿命化計画を策定し老朽化した管から順次計画的に更新していく予定です。

全体総括

下水道事業について当町は国が地方公営企業法適用を義務化した人口3万人以上の基準を満たさず、また事業費の財源確保の面から考えても法適化は考えておりませんが、一般会計からの繰入金に依存した会計になっていることから、独自の固定財源の確保といった検討を行ってまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

本町の下水道事業は、都市化の進展に伴う公共用水域の水質汚濁防止を主目的に、また雨水流出量増大による市街地の浸水等を解消するためにも、旧静内町では公共下水道として昭和54年度に、旧三石町では特定環境保全公共下水道として平成5年度に初回の事業認可を取得し、平成元年度に静内終末処理場、平成11年度に三石浄化センターの供用を開始しており、現在も下水道整備の拡充を進めています。その結果、平成27年度末現在において、行政人口23,440人に対し下水道処理人口は17,455人となっており、下水道処理人口普及率は74.5%と一定の効果が現れています。下水道事業は、快適な町民生活のために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスを提供し続ける必要があることから、以下の2点を基本方針として取り組んでいきます。

1. 収入の確保と負担の適正化 … 下水道への接続率及び使用料の収納率向上に向けて、広報活動や使用料徴収への取り組みを強化し、収入の確保を図ります。
2. 下水道施設の適正な維持管理 … スtockマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、適正な維持・管理をしていきます。
※Stockマネジメント … 持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、
施設を計画的かつ効率的に管理すること。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

管渠新設につきましては、静内処理区は今後も未整備地区に対する整備を順次実施していきます。三石処理区は平成28年度に汚水管渠整備を完了しました。管渠維持管理及び汚水処理施設につきましては長寿命化計画及びStockマネジメント計画に基づき、順次更新工事を実施し投資の標準化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項 … 施設の老朽化に伴い、今後10年間に於いて長寿命化計画などによる改築更新工事を予定しています。国庫補助金、企業債の借入、受益者負担金を財源として事業を進めていきますが、一般会計からの繰入を極力減らすためにも収納率の向上に努めます。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 … 現在下水道整備を進めており供用開始区域は拡大しておりますが、今後の人口減少及び節水意識の向上により減収は避けられないため、整備区域内の水洗化率の向上に努めることにより、減少率を抑えていきます。

・企業債に関する事項 … 建設改良費については下水道事業債と過疎対策事業債(辺地地区については辺地対策事業債)を発行可能額の2分の1づつ計上しています。

・繰入金に関する事項 … 一般会計からの繰入金については、年度ごとの維持管理費及び資本費から繰出基準ごとに算出し、収支が均衡しない場合においては基準繰入として計上しておりますが、極力削減するよう他収入の確保及び経費節減に努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・薬品費、委託費に関する事項 汚水処理施設の維持管理業務、汚泥処理業務などについて、契約内容の見直しなどにより一層の経費削減に努めていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし
投資の平準化に関する事項	実施事業の社会資本整備総合交付金において、事業費の平準化を図っています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについては、必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合には利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がありません。
その他の取組	水洗化建物に対する接続要請依頼などの活動を継続し、水洗化率の向上を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	なし
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	一部を汚水処理施設の維持管理業務に含めることで、経費削減に努めていきます。
修繕費に関する事項	なし
委託費に関する事項	汚水処理施設の維持管理業務、汚泥処理業務などの民間委託を継続し、施設運営経費の削減に努めていきます。
その他の取組	なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、適宜見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルを効率的に回して、本経営戦略の事後検証及び更新を行う予定としています。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 5,046	957	△ 2,314	△ 1,500								
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	6,405	1,358	2,314	1,500								
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,359	2,315										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	78	76	56	56	42	42	42	40	40	42	44	46
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	395,659	322,771	392,426	394,674	379,022	372,312	367,620	362,412	356,409	344,591	334,790	325,327
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	316,182	294,049	51,116	45,491	△ 66,023	△ 69,546	△ 73,601	△ 77,322	△ 80,174	△ 76,590	△ 73,454	△ 68,583
うち基準内繰入金	263,111	180,570	51,116	45,491	40,204	35,068	30,719	26,277	21,869	17,768	14,452	12,172
うち基準外繰入金	53,071	113,479			△ 106,227	△ 104,614	△ 104,320	△ 103,599	△ 102,043	△ 94,358	△ 87,906	△ 80,755
資本的収支分	58,511	209,461	368,014	369,047	288,793	535,456	344,702	425,372	401,054	368,442	356,162	314,663
うち基準内繰入金	45,336	128,626	243,031	232,122	219,514	208,545	204,415	213,448	207,863	189,624	173,277	158,734
うち基準外繰入金	13,175	80,835	124,983	136,925	69,279	326,911	140,287	211,924	193,191	178,818	182,885	155,929
合 計	374,693	503,510	419,130	414,538	222,770	465,910	271,101	348,050	320,880	291,852	282,708	246,080

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,467	221	△ 221	△ 500								
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,866	400	621	500								
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	399	621	400									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82	108	97	36	35	35	34	34	35	34	35	37
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	37,333	37,739	37,781	38,027	36,947	36,594	36,210	35,718	35,226	34,734	34,242	33,750
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	167,878	232,003	212,424	61,781	59,221	57,250	55,409	53,659	51,926	50,255	48,631	47,102
うち基準内繰入金	75,249	72,087	20,744	19,321	17,850	16,453	15,124	13,788	12,461	11,165	9,892	8,669
うち基準外繰入金	92,629	159,916	191,680	42,460	41,371	40,797	40,285	39,871	39,465	39,090	38,739	38,433
資本的収支分			30,799	196,076	197,461	191,020	193,523	196,332	182,178	178,511	167,458	154,328
うち基準内繰入金			96,809	107,060	107,122	102,282	103,069	102,029	96,595	95,339	89,258	81,941
うち基準外繰入金			△ 66,010	89,016	90,339	88,738	90,454	94,303	85,583	83,172	78,200	72,387
合 計	167,878	232,003	243,223	257,857	256,682	248,270	248,932	249,991	234,104	228,766	216,089	201,430